

三原市国民健康保険運営協議会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、三原市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の傍聴)

第2条 協議会は、原則として傍聴することができる。ただし、会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴を認めないことができる。

- (1) 個人の秘密を保つため必要があると認めるとき。
- (2) 会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるとき。
- (3) その他公益上必要があると認めるとき。

2 事務局は、日時、場所及び議題等を、ホームページ等で周知する。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、所定の場所で傍聴簿に、所要事項を記入しなければならない。ただし、報道関係者については、この限りではない。

(傍聴人の定員)

第4条 会議を傍聴することができる者の定員は、7人とする。

2 傍聴希望者の受付は、会議の開始予定時刻の30分前から開始前までにおいて先着順で行うものとする。

(傍聴を許可しない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴をすることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人が守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次の行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙すること。

(5) 会長の許可を受けないで、写真機、録音機又は録画機器等を持ち込み使用すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をすること。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、次に掲げる場合には、直ちに退場しなければならない。

(1) この要領に違反したことにより会長が退場を命じたとき。

(2) 第2条ただし書の規定により傍聴を認めないこととした事件を審議することを会長が宣言したとき。

(事務局の指示)

第8条 傍聴人は、事務局の指示に従わなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。